

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-11 事業報告書</p> <p>特定保険募集人の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとし、Excel ファイルを用いて提出するものとする。</p> <p>なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。</p> <p>(1) 別紙様式第 25 号の 2</p> <p>生命保険、損害保険、少額短期保険いずれかの業態のみ特定保険募集人に該当する場合において、該当していない業態についても、報告の対象となることに留意する。<u>また、「1. 事業概要」の記載に当たっては、以下に留意する。</u></p> <p>① 「(1) 保険代理店登録年月日」欄は、法第 276 条に規定する金融庁長官の登録を受けた日を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。</p> <p>② 「(2) 代理申請会社（業者）名」欄において、取扱いがないものについては、空欄とする。</p> <p>③ 「(6) 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。</p> <p>④ 「(10) 保険募集人指導事業の実施状況等」「イ. 加盟店数の推移の状況（直近 3 カ年度）」欄は、全ての加盟店数について、各期末の状況を記載する。</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-11 事業報告書</p> <p>特定保険募集人の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。</p> <p>(1) 別紙様式第 25 号の 2</p> <p>生命保険、損害保険、少額短期保険いずれかの業態のみ特定保険募集人に該当する場合において、該当していない業態についても、報告の対象となることに留意する。</p> <p>① 「1. 事業概要」</p> <p>ア. 「(1) 保険代理店登録年月日」欄は、法第 276 条に規定する金融庁長官の登録を受けた日を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。</p> <p>イ. 「(2) 代理申請会社（業者）名」欄において、取扱いがないものについては、空欄とする。</p> <p>ウ. 「(4) 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。</p> <p>エ. 「(5) 事務所の状況」欄は、保険募集人が所在する事務所について、期末の状況を記載する。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>⑤ 「(14) 委託を受けている保険会社数の推移（直近3カ年度）」欄は、各期末の状況を記載する。</p> <p>⑥ 「(20) 保険募集にかかる苦情管理体制「イ. 苦情の発生件数（直近3カ年度）」欄は、各保険会社等に報告した数について各期末の状況を記載する。</p>	<p>オ. 「(6) 委託を受けている保険会社数の推移（直近3カ年度）」欄は、各期末の状況を記載する。</p> <p>② 「3. 保険募集人指導事業の実施状況等」 「(1) 加盟店数の推移の状況（直近3カ年度）」欄は、保険募集を行っている店数について、各期末の状況を記載する。</p> <p>③ 「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）」 原則として保険会社における苦情の定義に基づき、各保険会社等に報告した数について各期末の状況を記載する。</p>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (同左)